

仙台市水道事業基本計画検討委員会の進め方について

- (1) 会議は原則公開とする。
- (2) 議事録は発言者の名前入りとする。
- (3) 議事録は基本計画検討委員会事務局が作成し、全委員に了承を得たうえで(1 週間程度)、委員長及び委員 1 名(五十音順で持ち回り)の署名をもって確定する。
- (4) 議事録が確定次第、議事録及び会議資料を公表する。いずれも、各市政情報センター及び水道局ホームページにて行う。(委員会開催後おおむね 2 週間後)